

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 船員である地方公務員に係る遺族補償年金の特例措置の一部を廃止すること。（第九条第一項関係）

第二 船員である地方公務員に係る行方不明補償と遺族補償の併給調整を廃止すること。（第九条第二項関

係）

第三 その他所要の改正を行うこと。

第四 この政令は、公布の日から施行すること。